

# 鳥取県公報

目 次

◆規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(農地経済課)

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

◆公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとした。(第二条、附則第三項～第六項、別表関係)

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日に当たる翌日)



(イ) 限五〇貸 るパ・し肥 育牛の付 ン五〇ト のセント の利子 子補 給を行 する年市 を行う 場合七が 者に二年 に	(イ) セ又 ン五は(二) の利子 子補 給を行 する年市 を行う 場合七が 者に二年 に	(イ) 市町に 貸し付ける 場合七が 者に二年 に	(イ) 貸し付ける 場合七が 者に二年 に	(イ) 貸し付ける 場合七が 者に二年 に	(イ) 貸し付ける 場合七が 者に二年 に	(イ) 貸し付ける 場合七が 者に二年 に
三・三二五		三・三二五		三・四五	三・三二五	三・九五
三・〇七五		三・〇七五		三・一五	三・〇七五	三・六二五
	二・三七五		二・三七五			
	二・二七五			二・二七五		
	一・三七五			一・三七五		
	一・一七五			一・一七五		

(イ) 地域改善対策特定事業の対象地域内に  
おけり掲げる資本(市町村が年一回  
ト)の利子補給をする場合に限る。  
トの利子補給をする場合に限る。

(イ) 転作を行なう者に貸し付ける(市町村が年一回  
で又は(市町村が年一回  
六二五パント(現行年一回  
ト)の利子補給をする場合に限る。  
ト)の利子補給をする場合に限る。

(イ) 転作を行なう者に貸し付ける(市町村が年一回  
資本(市町村が年一回  
現行年一回  
する場合に限る。  
する場合に限る。)

(イ) 転作を計画的(市町村が年一回  
貸し付ける(市町村が年一回  
現行年一回  
する場合に限る。  
する場合に限る。)

(イ) 重点的に果樹農業の振興を図る必要がある  
市町村が年一回  
掲げる資本(市町村が年一回  
の利子補給を行なうが  
する場合に限る。  
する場合に限る。)

(イ) 重点的に農機具等を共同利用して農業生産に  
掲げる資本(市町村が年一回  
の利子補給を行なうが  
する場合に限る。  
する場合に限る。)

(イ) 貸し付ける(市町村が年一回  
の利子補給を行なうが  
する場合に限る。  
する場合に限る。)

◇

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 農業近代化推進資金を貸し付ける融資機関に対して、借受者の住所地を管轄する市町村が年一・二三五パーセント（現行年一・三一・三パーセント）の割合で利子補給金を交付する場合に県が

- 二-1 この規則は、公布の日から施行することとした。  
2 所要の経過措置を講ずることとした。

(イ) 地域農業総合整備計画（水田農業の確立を目的として作成された計画に限る者） （現行年〇市町村が年一・六又は（一セント）の利子補給をする場合に限る。）	(ウ) 地域農業総合整備計画（水田農業の確立を目的として作成された計画に限る者） （現行年〇市町村が年一・五又は（一セント）の利子補給をする場合に限る。）	(エ) 地域農業総合整備計画（水田農業の確立を目的として作成された計画に限る者） （現行年〇市町村が年一・五又は（一セント）の利子補給をする場合に限る。）	(オ) 農業者の肥育牛の飼養管理の拡大等を図るため、飼養管理の預託を行なう農協等を立派に貸し付けられる（市町村が年一・四七五〇パーセント）の利子補給をする場合に限る。）
二・四五	二・八五	二・六	二・一五
三・一五	二・一五	二・一五	一・三七五
二・五	二・〇五	一・一五	一・一七五
一・三三一五	一・九五	一・一五	一・一五
一・五	一・一五	一・一五	一・一五
一・二三一五	一・九五	一・一五	一・一五

- 二 行う利子補給の利率を年一・二三五パーセント（現行年一・三一・三パーセント）に引き下げることとした。（第三条関係）

資金の種類			貸付利率		利子補給率(年・パーセント)		
			現行	改正後	現行	改正後	
金整境生活 備施設環 境設置	備施能保 健金整進機	金整通加 備施工資	区分			花き栽培振興資金	
貸付金 農業協同組合等への 貸付金	大企業 への貸付金 農業協同組合等以外	金の以外へ 貸付 大企業	大企業への 貸付金	金の以外へ 貸付 大企業	貸付利率の上限(年・パーセント)	経営規模拡大資金	
五・二五	四・五五	五・八五	五・九	五・二五	六・一	年四・八パーセン	
四・八五	四・三	五・三五	五・四	四・八五	六・一五	年四・四五パーセン	
二・一五	二・八五	一・五五	一・五	二・一五	五・七五	年四・四五パーセン	
二・〇五	二・六	変更なし	変更なし	二・〇五	五・三	年四・四五パーセン	
一・一五	一・八五	〇・五五	〇・五	一・一五	一・六	年四・四五パーセン	
〇・九五	一・五	〇・四五	〇・四	〇・九五	〇・二	年四・四五パーセン	

◇鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則  
 一 中山間地域活性化資金に係る貸付利率の上限及び県の利子補給率を次のとおり引き下げるのこととした。(別表関係)

- 三 1 この規則は、公布の日から施行することとした。  
 2 所要の経過措置を講ずることとした。

二一 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 中型いかつり漁業に従事する漁船については、総トン数が百十トン以上であっても百三十九トン未満であれば、その建造等に必要な資金も、漁業近代化資金の貸付対象とすることとした。(別表関係)

二 総トン数百十トン以上の漁船に係る漁具の取得に必要な資金も、漁業近代化資金の貸付対象とすることとした。(別表関係)

三 漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとした。(別表関係)

資金の種類				利子補給率(年・パーセント)	
		現行	改正後	現行	改正後
資金の種類		漁業協同組合等に貸し付ける場合	農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合	漁業協同組合が他の漁業協同組合に貸し付ける場合	漁業協同組合等が他の漁業協同組合に貸し付ける場合
一 なに建漁未十 資必造船滿ト数総 金要等のの二ト	一 なに建漁未十 資必造船滿ト数総 金要等のの二ト	三・六	三・六	三・四	三・四
二・六	二・四五	三・四五	三・四五	三・一五	三・一五
二・四	二・二五	三・四	三・四	三・六	三・六
二・二五	二・六	三・六	三・六	三・一五	三・一五
二・四五	二・六	三・四五	三・四五	三・六	三・六
二・六	二・四五	三・四五	三・四五	三・六	三・六
二・四五	二・四	三・四	三・四	三・四	三・四
二・二五	二・二五	三・二五	三・二五	三・二五	三・二五

四  
1 この規則は、公布の日から施行することとした。  
2 所要の経過措置を講ずることとした。

八 改良漁場改良造 成金又は取設に 必要な資金	七 は施設漁村情報 取得に必要な資 金又は取成金通 信	六 育成に必要な資 金又は	五 の漁具及び養殖 施設等	四 等の取得に必要な 資金	三 取設等の改良成 金又は	二 上総十トン数 百十トン(中型 船にあつては、 九トン)未満の 建造等に必要な 資金
二・六		二・六	二・六	二・六	二・六	一・六
二・四五		二・四五	二・四五	二・四五	二・四五	一・五五
二・四		二・四	二・四	二・四	二・四	一・四
二・二五		二・二五	二・二五	二・二五	二・二五	一・三五
一・九	一・九	二・六	二・六	一・九	一・九	一・六
一・九五	一・九五	二・四五	二・四五	一・九五	一・九五	一・五五
○・九	○・九	二・六	二・六	○・九	○・九	一・六
○・八五	○・八五	二・四五	二・四五	○・八五	○・八五	一・五五
○・九	○・九	二・四	二・四	○・九	○・九	一・四
○・八五	○・八五	二・二五	二・二五	○・八五	○・八五	一・三五

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則  
一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率の上限を年四・三パー

セント（現行年四・五五パーセント）に引き下げるのこととし

二 漁業經營維持安定資金に係る利子補給率を年二・六パーセント（現行年二・八五パーセント）に引き下げることとした。（第四条関係）

三一 この規則は、公布の日から施行することとした。  
二 所要の経過措置を講ずることとした。

## ◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業經營安定資金に係る貸付利率の上限を年四・九五パーセント（現行年五・三パーセント）に引き下げるのこととした。（

二 漁業経営安定資金に係る利子補給率を年一・九五パーセント

(第四) 条關係 (五) 〔ハーベン〕に取扱ふこととした

三一 この規則は、公布の日から施行することとした。

所要の経過措置を講じることとした

規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県規則第七十二号

## 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年一月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「年〇・七二五パーセント」を「年〇・六一五パーセン

め、同条第三項中「年〇・五八パーセント」を「年〇・五パーセント」に

中「年一・三五パーセント」を「年一・一七五パーセント」に、「年三・

九五ハ「セント」を「年三・六一五ハ」「セント」に改め。同條第五項中「年〇・七二五パーセント」を「年〇・六一五パーセント」に、「年三・三三

「二五パーセント」を「年三・〇七五パーセント」に改め、同条第六項中「

ント」を「年二・二七五パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・四七五パーセント」を「年〇・三二五パーセント」に、「年一・三七五パーセント」を「年一・一七五パーセント」に改め、同条第九項中「年〇・七二五パーセント」を「年〇・六二五パーセント」に、「年三・三二五パーセント」を「年三・〇七五パーセント」に改め、同条第十項中「年〇・四五パーセント」を「年〇・三二五パーセント」に、「年二・三七五パーセント」を「年二・二七五パーセント」に改め、同条第十一項中「年〇・四五パーセント」を「年〇・三二五パーセント」に、「年一・三七五パーセント」を「年一・一七五パーセント」に改め、同条第十二項中「年〇・七二五パーセント」を「年〇・六二五パーセント」に、「年三・三二五パーセント」を「年三・〇七五パーセント」に改め、同条第十三項中「年〇・四七五パーセント」を「年〇・三二五パーセント」に、「年一・三七五パーセント」を「年一・一七五パーセント」に改める。

附則第三項中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年二・八五パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年二・一五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、「年一・一五パーセント」を「年〇・九五パーセント」に、「年一・一七五パーセント」を「年〇・三二五パーセント」に改める。

附則第四項中「年〇・六パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年三・四五パーセント」を「年三・一五パーセント」に改める。

附則第五項中「年〇・三二五パーセント」を「年〇・二七五パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年二・三二五パーセント」に改める。

附則第六項中「年〇・三五パーセント」を「年〇・二七五パーセント」

に、「年一・五パーセント」を「年一・二二五パーセント」に改める。  
 別表第一号から第四号までの規定中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第五号中「年二・八五パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、同表第六号中「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第七号中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年〇・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第八号中「年二・六パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

## 鳥取県規則第七十三号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「別表第一」を「別表」に改める。

別表第一中「年一・三パーセント」を「年一・二二五パーセント」に改める。別表第一中「年四・八パーセント」を「年四・四五パーセント」に改め、同表を別表とする。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

## 附 則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第七十四号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「年五・七五パーセント」を「年五・三パーセント」に、「年一・六五パーセント」を「年一・六パーセント」に、「年〇・六五パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年〇・二五パーセント」を「年〇・一五パーセント」に、「年六・一パーセント」を「年五・六パーセント」に、「年〇・三パーセント」を「年〇・二パーセント」に、「年五・二五パーセント」を「年四・八五パーセント」に、「年二・一五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年一・一五パーセント」を「年〇・九五パーセント」に、「年五・九パーセント」を「年五・四パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・四パーセント」に、「年五・八五パーセント」を「年五・三五パーセント」に、「年〇・五五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に、「年四・五五パーセント」を「年四・三パーセント」に、「年二・八五パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・五パーセント」に改める。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第七十五号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

1 この規則は、公布の日から施行する。  
 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業近代化資金については、  
 「年三・四パーセント」を「年二・二五パーセント」に、「年一・九五パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第八号中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年二・二五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年〇・九五パーセント」に「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

#### 附 則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第七十六号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県  
 満の漁船に係るものに限る。）を削り、「年一・六パーセント」を「年  
 二・四五パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年二・二五パーセント」に改め、同表第五号中「(総トン数百十トン未

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県

規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年四・五五パーセント」を「年四・三パーセント」に改める。

第四条中「年二・一パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

#### 附 則

第四条中「年二・一パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

第二条第一号中「年四・五五パーセント」を「年四・三パーセント」に改める。

第四条中「年二・一パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業經營維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承諾が行われている漁業經營維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第七十七号

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業經營安定資金利子補給規則(昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年五・三パーセント」を「年四・九五パーセント」に改める。